

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第一条、第六条関係）</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 磁石製娯楽用品（磁石と他の磁石とを引き合わせることに により玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、 これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産 業省令で定める大きさ以下のものに限る。）</p> <p>十二 吸水性合成樹脂製玩具（吸水することにより膨潤する合 成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定め る大きさ以下のものに限る。）</p>	<p>別表第一（第一条、第六条関係）</p> <p>一〇十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>